

# ASAHI NEWS

令和6年3月11日  
第168号

朝日税理士法人 城南支社  
TEL:03-3700-3331  
FAX:03-3700-8942  
<http://www.asahitax.jp>



## ■■■ 3月の主な予定 ■■■

### 税務・会計

- 令和5年分 所得税の確定申告期限:3月15日
- 令和5年分 贈与税の申告期限:3月15日
- 令和5年分 消費税(個人)の確定申告期限:4月1日

### 経営・経済

- 3月12日: 法人企業景気予測調査発表(財務省・内閣府)
- 3月21日: 貿易統計発表(財務省)
- 3月21日: 米・第4四半期の米経常収支発表(米・商務省)
- 3月22日: 全国消費者物価指数発表(総務省)
- 3月28日: 米・第4四半期GDP確定値発表(米・商務省)
- 3月29日: 有効求人倍率発表(厚労省)
- 3月29日: 鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



## 「定額減税の実施」

デフレ脱却の為に一時的措置として、令和6年分所得税・令和6年度分個人住民税の定額減税が実施されます。本号では、その内容についてご説明いたします。

### 特別控除

令和6年6月より、居住者(※1)の所得税、個人住民税から特別控除額を控除します(図参照)。

ただし、**本人の合計所得金額(※2)が1,805万円以下**である場合に限られます。

対象となる所得は、源泉徴収される給与所得、公的年金等などの雑所得と、確定申告される所得となります。

対象	所得税	住民税
本人	3万円	1万円
同一生計配偶者(※3)又は扶養親族	1人につき3万円	1人につき1万円

※1 居住者とは、国内に「住所」を有し、又は現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人

※2 所得税については令和6年分、個人住民税については令和6年度分の合計所得金額で判定その年分のを限度とし、繰り越すことはできません

※3 同一生計配偶者は、**合計所得金額が48万円以下(給与収入103万円以下)**である場合に該当

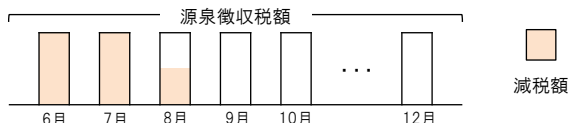
### 特別控除の実施 所得税



【特別控除の実施方法：所得税】

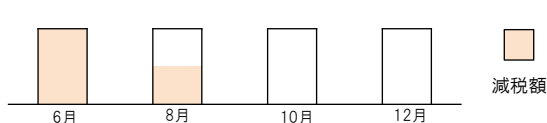
#### (1) 給与所得者

令和6年6月以後の給与・賞与の源泉徴収税額から控除されます。



#### (2) 公的年金所得者

令和6年6月以後に支払を受ける公的年金等の源泉徴収税額から控除されます。



① 6月に引ききれなかった引ききれなかった額は、次の年金支給時に順次控除 ② 扶養控除等の異動があった場合には確定申告

#### (3) 不動産所得者、事業所得者等

① 原則：令和6年分の確定申告書を提出する際に、申告税額から控除されます。

② 特例：予定納税(※1)がある場合

i. 令和6年分の第1期予定納税額から、本人分が控除(控除しきれない場合は第2期からも控除)されます。

ii. 予定納税額の減額承認申請をすることにより、同一生計配偶者、扶養親族の特別控除の適用を受けることができます。

→令和6年は第1期予定納税の減額の承認申請の期限を7月31日、納期限を9月30日(※2)まで延期

※1 予定納税は、前年分の所得金額や税額を基に計算した予定納税基準額が15万円以上の場合に、その年分の所得税等をあらかじめ納付する制度

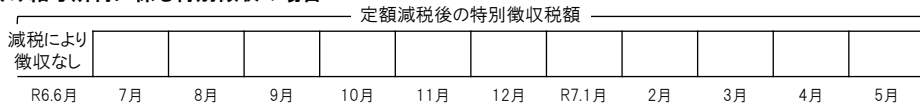
※2 現行の減額承認申請の期限は7月15日、納期限は7月31日

### 特別控除の実施 個人住民税

【特別控除の実施方法：個人住民税】

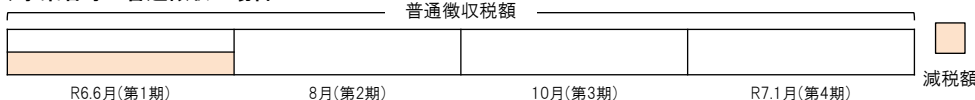


#### (1) 給与所得に係る特別徴収の場合



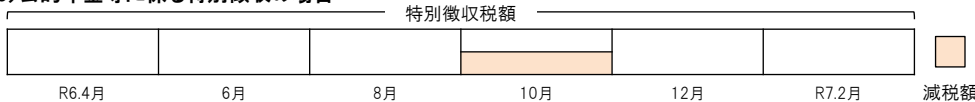
令和6年6月分は特別徴収されず、7月分から定額減税後の個人住民税額は11か月でならした税額が特別徴収されます。

#### (2) 事業者等の普通徴収の場合



令和6年6月(第1期)納付額から控除します。控除しきれない場合には、第2期以降の納付額から順次控除されます。

#### (3) 公的年金等に係る特別徴収の場合



令和6年10月の公的年金等の特別徴収額から控除します。控除しきれない場合は12月分以降の納付額から順次控除されます。

#### 【留意点】

・ 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者についての特別控除額は、**令和7年度分の所得割の額**から控除されます。(納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合)

・ 令和6年度の個人住民税のふるさと納税の控除上限額は、税額控除前の金額をもとに算定(**所得割額の20%**)となります。

# 賃上げ促進税制に中堅企業向けの枠が創設されました

先月は中小企業向け賃上げ促進税制を取り上げましたが、今回は大企業を含む全法人向け(※1)の賃上げ促進税制です。より高い賃上げ率の要件が創設され税額控除率も見直されたうえで**期限が3年間延長されます**。また、見直し後の要件を一部緩和した**中堅企業(※2)向けの枠が新たに創設されます**。

全法人向け、中堅企業向けとも、**両立支援、女性活躍支援**に積極的な企業への上乘せが新たに措置されます。

## 税制の概要

本税制は、従業員の給与等を一定の要件で増加させた場合、法人税から一定額を税額控除できる制度です。役員の特典関係者や使用人兼務役員に対する給与や賞与は除かれます。

		現行制度		改正案	
		全法人向け	全法人向け	全法人向け	新設：中堅企業向け
適用要件(必須)		継続雇用者給与等支給額(※3)が前年度比3%以上増加	継続雇用者給与等支給額(※3)が前年度比3%以上増加【変更なし】	(全法人向け改正案と同じ)	
税額控除率		雇用者給与等支給額(※4)の増加額の15%を税額控除	雇用者給与等支給額(※4)の増加額の10%を税額控除	(全法人向け改正案と同じ)	
上乘せ	見直し	要件① 継続雇用者給与等支給額(※3)が前年度比4%以上増加	①-1 継続雇用者給与等支給額(※3)が前年度比4%以上増加	継続雇用者給与等支給額(※3)が前年度比4%以上増加	
			①-2 同 5%以上増加		
			①-3 同 7%以上増加		
	税額控除率	雇用者給与等支給額(※4)の増加額の10%を加算(必須要件と合わせ25%)	①-1 雇用者給与等支給額(※4)の増加額の5%を加算(必須要件と合わせ15%)	雇用者給与等支給額(※4)の増加額の15%を加算(必須要件と合わせ25%)	
			①-2 同 10%を加算(必須要件と合わせ20%)		
			①-3 同 15%を加算(必須要件と合わせ25%)		
見直し	要件② 教育訓練費が対前年度比20%以上増加	教育訓練費が前年対比10%以上増加かつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額(※4)の0.05%以上	(全法人向け改正案と同じ)		
		雇用者給与等支給額(※4)の増加額の5%加算	(全法人向け改正案と同じ)		
新設	要件③	—	プラチナくるみん認定(※5)又はプラチナえるぼし認定(※5)	プラチナくるみん認定(※5)またはえるぼし認定三段階目以上(※5)	
	控除税率	—	雇用者給与等支給額(※4)の増加額の5%を加算	(全法人向け改正案と同じ)	
上乘せ要件を全て充足した場合の控除率		必須要件と合わせて30%(=15%+10%+5%)	必須要件と合わせて35%(=10%+5%×3+5%+5%)	(全法人向け改正案と同じ)	
控除上限		法人税額(又は所得税額)の20%			

ポイント  
 上乘せ要件①の最大控除率は変わっていません

ポイント  
 増加割合の見直しかつ要件が追加

ポイント  
 全要件を満たした場合は控除率の上限が5%上昇

- (※1) 資本金の額等が10億円以上かつ従業員数が1,000人以上、又は、従業員数2,000名超のいずれかに該当する企業はマルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出をする場合に限り適用可能
- (※2) 従業員数2,000人以下の企業(支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く)が適用可能
- (※3) 継続雇用者(国内事業所で雇用了した雇用保険法の一般被保険者で、前期及び当期の全期間に支給を受けた雇用者)に対する給与等支給額
- (※4) 適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等支給額(一定の給付を受ける金額等を除く)を言います
- (※5) 「くるみん認定」(子育てサポート企業の認定)、「えるぼし認定」(女性の活躍推進企業の認定)については厚生労働省ホームページ等を参照

【適用時期】 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

令和5年12月14日公表の令和6年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。